

山形地方最低賃金審議会  
山形県最低賃金専門部会（第2回）

期 日 令和3年7月27日（火）10時～

場 所 山形労働局 大会議室

山 形 労 働 局

## 山形地方最低賃金審議会

### 山形県最低賃金専門部会（第2回）議事次第

1 開 会

2 議 事

（1）山形県最低賃金の改正決定について

（2）その他

## 山形地方最低賃金審議会専門部会運営規程

第1条 山形地方最低賃金審議会最低賃金専門部会（以下「専門部会」という。）の議事運営は、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）並びに山形地方最低賃金審議会運営規程に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第2条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたときのほか、山形労働局長又は3分の1以上の専門部会委員（以下「委員」という。）から開催の請求があったとき、部会長が召集する。

2 前項の規定により山形労働局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の10日前までに、部会長に通知しなければならない。

3 部会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、山形労働局長に通知するものとする。

第3条 部会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項においても同じ。）を利用する方法によって、会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第6条第6項により準用する同令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときには、その旨を部会長に適当な方法で速報するものとする。

4 委員は、旅行その他の事由によって長期不在となるときには、あらかじめ部会長に適切な方法で通知するものとする。

第4条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときには、部会長の許可を受けるものとする。

3 専門部会は、部会長が必要があると認めるときは、委員でないものの説明又は意見を聞くことができる。

第5条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。

2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

第6条 会議の議事については、議事録を作成するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

第7条 部会長は、専門部会が議決を行ったときは、山形地方最低賃金審議会長に報告するものとする。

第8条 この規程に定めるもののほか、議事及び運営に関し必要な事項は、専門部会の議決に基づいて行う。

第9条 この規程の改廃は、専門部会の議決に基づいて行う。

#### 附 則

第1条 この規程は、令和3年7月20日から施行する。

山形労働局 局長 小森 則行 殿  
山形地方最低賃金審議会 会長 村山 永 殿

2021年7月26日  
山形県労働組合総連  
議 長 勝見 忍

## 中央審議会・目安への積極的上積みを求める要請

中央最低賃金審議会は2021年度の最低賃金について、全国すべての地域で時給を28円引き上げる目安を答申しました。「コロナ禍の中でこそ大幅引き上げを」と訴えてきた労働者の運動と国民世論の広がり・高まりを反映したものです。

しかし、目安通りの改定が実現しても、山形県は821円にとどまります。私たちが掲げる「ただちに1000円」という要求からは179円の距離を残し、「できるだけ早期に1500円」からはほど遠い到達点です。

さらに、この度はランクごとの目安額は同一とされましたが、山形県と東京都との差は220円と変わらず、依然として地域格差は温存されたままです。格差の是正のためには、全国一律制度への移行は避けて通れません。

大幅引き上げのためには、政府が現行の貧弱な中小企業支援策を改めて、抜本的に拡充することが不可欠です。最賃引き上げのための唯一の制度である業務改善助成金は2020年度3次補正で14億円、21年度は11.9億円だけです。しかも、生産性向上のための設備投資が要件とされるため、多くが赤字経営となっている中小企業において、新規投資が難しい現状では実効性が乏しい制度です。

以上のような考えから、下記事項について要請いたします。審議会等において、真摯な検討を求めます。

なお、私たちは5月より「非正規雇用で働く皆さんのアンケート」に取り組み、最低賃金に対する切実な願いを集約しました。この結果（別添）についても誠意をもって受けとめていただきますよう申し添えます。

### 記

1. 本県においては目安どおりに引き上げても、十分とはいえません。人間らしくまともな生活を維持し得る最低生計費を重視し、最低賃金はいかにあるべきかとの視点からの審議を強化して下さい。とくに、コロナ禍によって明らかとなった、国民生活に不可欠な役割を果たすエッセンシャルワーカーの労苦に報いるためにも、目安額に対して積極的な上積みを行って下さい。

2. 現状の地域間格差の拡大は、現行ランク制度から生じていることは明白です。このままの状態を放置すれば、本県から都市部への労働力の流出、人口移動は収まることはありません。私たちが全国で取り組んだ最低生計費資産調査では、全国どこでも生計費は時給換算で1500円前後となり、最低賃金で格差を設ける合理的な理由はないことを明らかにしています。そのことから、最低賃金の全国一律化を求めているのです。

審議会においても、格差の問題を素通りすることなく、ランク制度のあり方、格差をどう是正していくかという視点からの検討を行い、必要に応じて厚労省や中央審議会に対し意見を上げて下さい。

3. 現行の業務改善助成金制度は、申請件数もきわめて少なく効果的とは到底いえません。社会保険料等の事業主負担分の軽減や減免など賃上げへのモチベーションが高まる支援制度を検討して下さい。また元請け・下請け間の公正取引ルールを確立して下さい。

審議会においても、とくに使用者側委員は労働者の賃金改善を抑制することで中小企業経営の困難を乗り切ろうとする姿勢を改めて、最低賃金は国の制度である以上、それにとまなう必要な中小企業支援策は国が責任をもって取り組むべきとの観点からの論議を強化して下さい。したがって、審議会として中小企業支援のあり方について積極的に論議を深め、必要に応じて国に対して支援策の拡充を要望・提言して下さい。

以上